

# 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

## 1. 平成23年3月31日以前と平成23年4月1日以降の違い

産業廃棄物収集運搬業（積替えを行う場合を除く。）を行う場合、従前は廃棄物の積込み・荷卸しを行う場所を所管する新潟県知事及び新潟市長の許可がそれぞれ必要でしたが、この許可体系が合理化され、新潟市を含む複数の市町村にまたがって業を行う場合に必要な許可は、県知事の許可のみとなりました。

ただし、新潟市内で産業廃棄物の積替えを行う場合にあっては、従前どおり、新潟市長の許可（積替えあり。）を受ける必要があります。

### 【新潟県内全域で積込み・荷卸しを行う場合に必要な許可】

平成23年3月31日以前

新潟県、新潟市の2つの許可



平成23年4月1日以降

新潟県のみ許可

※ 平成23年4月1日より前に新潟県知事の許可を取得している産業廃棄物収集運搬業者（積替えなし）は、平成23年4月1日以降は、県許可の事業の範囲内で、県内全域において業を行うことができます。

**なお、新潟市内で積替えを行う場合は、新潟市長の許可が必要です。**

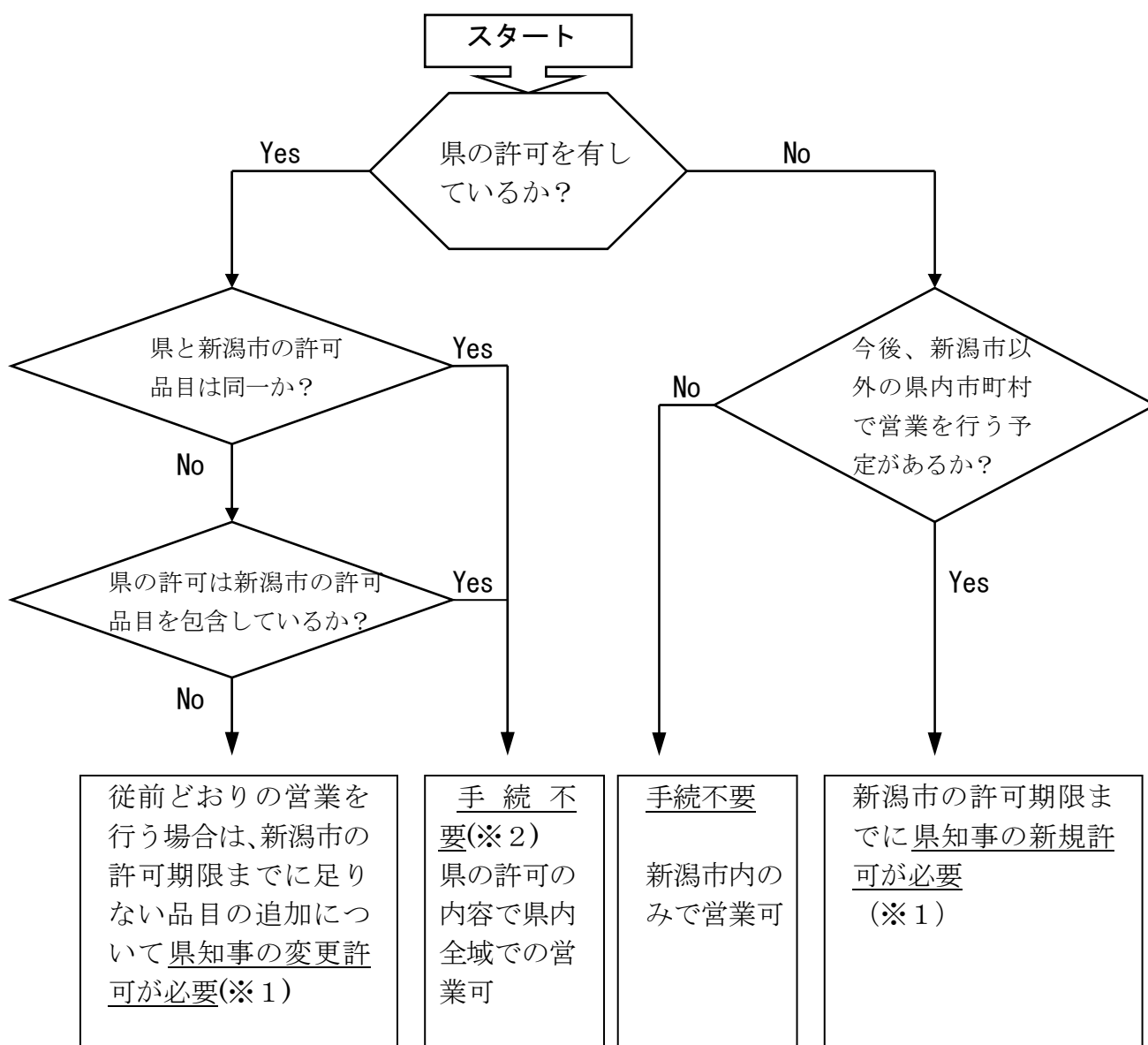
## 2. 平成23年4月1日以降の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）の新規許可申請先

平成23年4月1日以降、新潟県内で新たに産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）を行う場合の許可申請先は次のとおりです。

〔新潟市域内のみで業を行う場合：新潟市〕  
 上記以外：新潟県

なお、新潟市長の許可を取得した後、新潟市以外の県内市町村を積込み・荷卸しを行う場所に追加する場合は、新潟県知事の許可を取得する必要があります。

## 3. 現在、新潟市の許可証を持っている収集運搬業者が従前どおりの業を行うためには



※ 1 県の新規又は変更許可を取得した時点で政令市の許可は失効します。

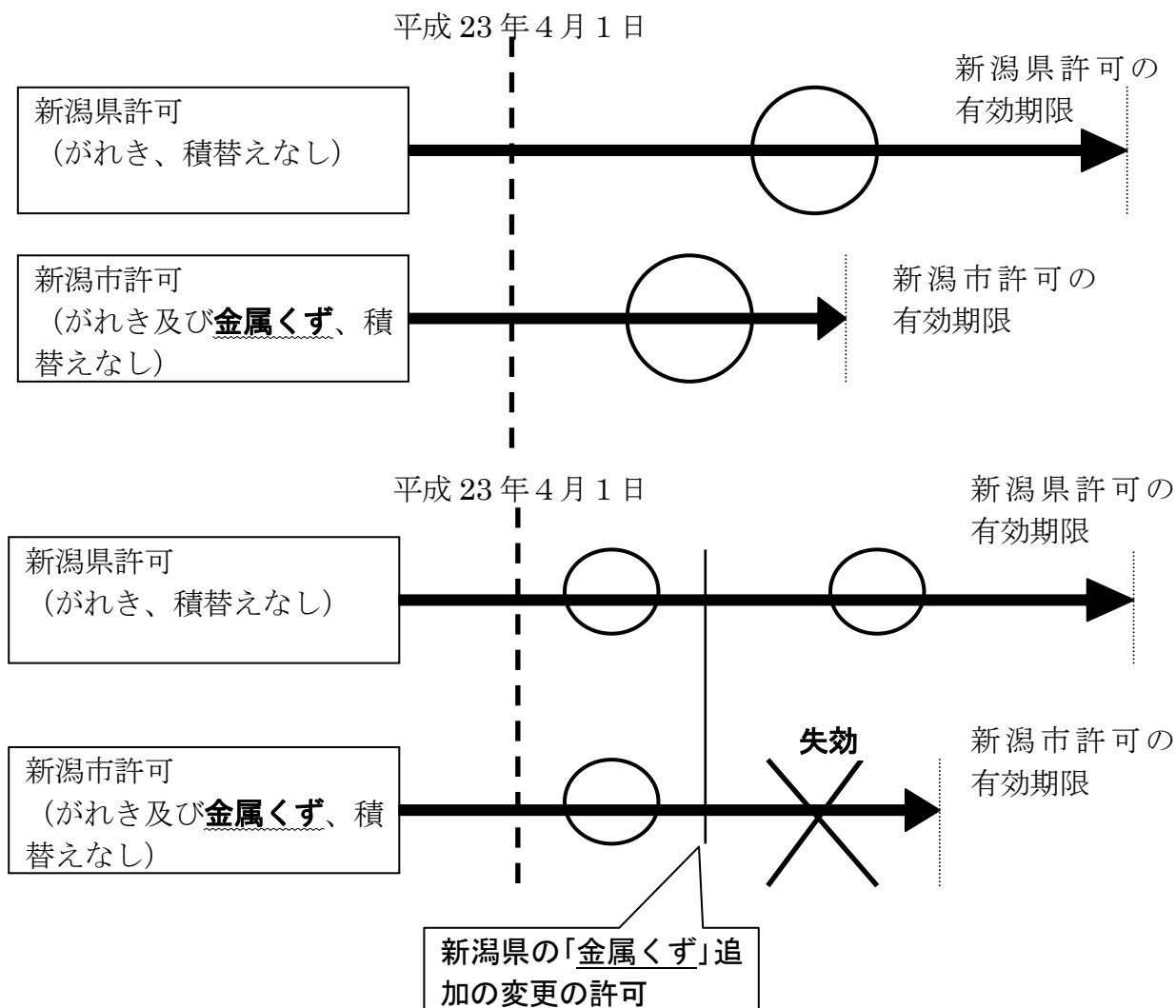
※ 2 平成23年4月1日時点で政令市の許可は失効します。

#### 4. 経過措置について

新潟県内において、新潟県（がれき、積替えなし）及び新潟市（がれき及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者



新潟県の許可の事業の範囲の方が新潟市の許可の事業の範囲よりも狭いため、平成23年4月1日以降において、新潟市許可有効期限後も従前どおり新潟市で業を行うためには、新潟県の変更の許可を受ける必要があります。



- ・平成 23 年 4 月 1 日以降も、市の許可は有効。
- ・市許可の有効期限後も市内で金属くずを取り扱う場合は、県に「金属くず」の追加変更申請を行う必要あり。
- ・県の、追加の変更許可を受けた後は、市の許可はたとえ有効期限前であったとしても無効になる。
- (注: 県の審査標準処理期間は 60 日であるため、余裕をもって変更申請を行うこと。)

## 5. 施行後の許可に係る手続

- 積み替えなしの許可を有している。 ● 積み替えありの許可を有している。  
 × 許可を有していない。

	許可取得状況	行為	必要となる法的手続	許可の効力
1	新潟県○ 新潟市×	新たに新潟市で収集運搬（ <u>積み替えあり</u> ）を行う。	① 新潟市に許可申請（ <u>積み替えあり</u> ）をする。 ② 新潟県に変更の届出をし、許可証の書換えを受ける。	<u>（新潟県○ 新潟市●）</u> 現状において新潟県許可により、新潟市を含む新潟県内全域で収集運搬（積み替えなし）を行うことが可能であったが、新潟市許可（積み替えあり）により、新潟市内での積み替えが可能となる。この場合、新潟県許可は新潟市を除く区域を対象とした許可となる。
2	新潟県○ 新潟市●	新潟市での積み替えをやめる。	① 新潟市に一部廃止の届出を行う。 ② 新潟県に変更の届出をし、許可証の書換えを受ける。	<u>（新潟県○ 新潟市×</u> 現状において新潟県許可により、新潟市を除く新潟県内で収集運搬（積み替えなし）を行うことが可能であったが、新潟市内での積み替えをやめることに伴い、新潟市許可が失効することになる。この場合、新潟県許可は新潟市を含む新潟県内全域を対象とした許可となる。
3	新潟県×	新たに新潟県で収集運搬（ <u>積み替えなし</u> ）を行う。	新潟県の許可（ <u>積み替えなし</u> ）を受ける。	<u>（新潟県○ 新潟市●）</u> 現状において、新潟市許可により、新潟市内で収集運搬（積み替えあり）を行うことが可能であったが、新潟県許可（積み替えなし）により、新潟市を除く新潟県内での収集運搬（積み替えなし）が可能となる。
4	新潟県×	新たに新潟県で収集運搬（ <u>積み替えなし</u> ）を行う。	新潟県の許可（ <u>積み替えなし</u> ）を受ける。	<u>新潟県○ 新潟市×</u> 現状において新潟市内のみで収集運搬（積み替えなし）を行うことが可能であったが、新潟県許可（積み替えなし）により、 <u>新潟市を含む新潟県内全域での収集運搬（積み替えなし）が可能となる。</u> この場合、新潟市許可が失効することとなる。
5	新潟県×	新たに新潟市で積み替えを行う。	新潟市の変更許可（ <u>積み替えなしから積み替えありへ</u> ）を受ける。	<u>新潟県×</u> <u>新潟市●</u> 旧制度から変更なし。

6	新潟県× 新潟市×	新たに新潟県で収集運搬（ <u>積替えあり</u> ）を行う。	新潟県の許可（ <u>積替えあり</u> ）を受ける。	新潟県● 新潟市× 新潟県（ <u>積替えあり</u> ）により、 <u>新潟市を含む新潟県内全域での収集運搬（積替えなし）及び新潟市を除く区域内での積替えを行うことが可能となる。</u>
7	新潟県× 新潟市×	新たに新潟市で収集運搬（ <u>積替えあり</u> ）を行う。	新潟市の許可（ <u>積替えあり</u> ）を受ける。	新潟県× 新潟市● ※旧制度から変更なし。
8	新潟県× 新潟市×	新たに新潟市で収集運搬（ <u>積替えなし</u> ）を行う。	新潟市の許可（ <u>積替えなし</u> ）を受ける。	新潟県× 新潟市○ ※旧制度から変更なし。
9	新潟県× 新潟市× 石川県× 金沢市×	新たに新潟市及び金沢市で収集運搬（ <u>積替えなし</u> ）を行う。	新潟市及び金沢市（ <u>積替えなし</u> ）を受ける。	新潟県× 新潟市○ 石川県× 金沢市○ ※旧制度から変更なし
10	新潟県× 新潟市× 福島県× 郡山市× いわき市×	新たに新潟市、郡山市で収集運搬（ <u>積替えなし</u> ）を行う。	新潟市及び郡山市の許可（ <u>積替えなし</u> ）を受ける。	新潟県× 新潟市○ 福島県× 郡山市○ いわき市× ※旧制度から変更なし
11	新潟県× 新潟市× 福島県× 郡山市× いわき市×	新たに新潟市、郡山市及びいわき市で収集運搬（ <u>積替えなし</u> ）を行う。	新潟市及び福島県の許可（ <u>積替えなし</u> ）を受ける。	新潟県× 新潟市○ 福島県○ 郡山市× いわき市× 当該者は、新潟県内においては新潟市の区域内、福島県内においては郡山市及びいわき市の二以上の政令市の区域において収集運搬（ <u>積替えなし</u> ）を行うこととなることから、新潟市及び福島県の許可（ <u>積替えなし</u> ）が必要となる。この場合、 <u>福島県許可は、福島県内全域を対象とした許可となる。</u>

## 6. Q&A

Q1. 収集運搬業者が新潟県内では新潟市のみ、石川県内では金沢市のみで収集運搬業を行おうとする場合には、誰の許可を取る必要があるのか。

A1. 新潟市及び金沢市の許可を取る必要がある。

(理由) 今回の合理化措置の対象となるのは、あくまでも、同一都道府県内において一の政令市の区域を越えて収集運搬業を行おうとする者に係る許可であり、Q1の者は、新潟県及び石川県内では、それぞれの政令市の区域内において収集運搬業を行っているため。

Q2. 新潟市の区域を超えて収集運搬を行う業者が、新潟市内のみで積み下ろす行為は新潟県の許可のみで足りるか。

A2. 新潟県の許可のみで足りる。

(理由) 新潟市の区域を超えて収集又は運搬を行っているか否かは、個々の行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q3. 新潟市の区域を超えて収集運搬を行う意思はあるが、実際に受託した収集運搬が新潟市に限られる場合、新潟県の許可のみで足りるか。

A3. 新潟県の許可のみで足りる。

(理由) 新潟市の区域を超えて収集又は運搬を行っているか否かは、実際に行った収集運搬行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q4. 新潟県の積替えありの許可を受けた場合、新潟市での積替えを伴わない収集運搬は可能か。

A4. 可能。